

CENTRIC SOFTWARE AI 利用規約

本書に定める AI 利用規約（以下「AI 利用規約」）は、Centric Software および顧客の間で直近に締結されたマスターライセンス契約またはマスターサービスおよびサブスクリプション契約（以下「本契約」）の諸条件に従うものとし、顧客による AI 機能の使用に適用される。本 AI 利用規約と本契約との間に矛盾が生じた場合には、本 AI 利用規約が優先するものとする。

1. 定義および解釈

1.1 本書に別段の定めがない限り、定義された用語は本契約に定めるとおりとする。

- (a) 「AI 機能」とは、AI 技術を組み込み、使用し、依存し、または利用する本ソフトウェアのあらゆる機能、機能性またはコンポーネントであり、オーダーフォームを通じて顧客がライセンスを購入するものをいう。
- (b) 「AI 技術」とは、統計学習アルゴリズム、モデル（大規模言語モデルなど）および同様の技術を含む、あらゆる機械学習、ディープラーニング、およびその他の人工知能技術を意味し、いずれの場合においても、ユーザーが提供したプロンプトに基づいてさまざまな種類のコンテンツを生成できるものをいう。
- (c) 「API」または「*Application Programming Interface*」とは、本ソフトウェアおよび/または AI モデルと通信し、アクセスし、または相互運用するための文書化されたルーチン、プロトコルおよびツールのセット（Model Context Protocol「MCP」を含む）、ならびに AI モデル、エージェントおよびツールをいう。API には、当該統合を容易にするために Centric Software が提供する関連する仕様、ドキュメント、サンプルコードが含まれる。
- (d) 「顧客データ」とは、本 AI 利用規約の目的においてのみ、本契約にこれと異なる定めがある場合であっても、以下を意味する。(i) 顧客またはそのユーザーが、AI 機能へのアクセスおよび使用に関連して Centric Software に提供したすべてのコード、データ、情報、ファイル、資料、コンテンツ、テキスト、顧客入力情報、プロンプト、指示、質問、クエリ、画像、文書その他の資料（テキスト、マルチメディア画像、グラフィックその他のデータを含むがこれらに限定されない）、(ii) すべての顧客入力情報。
- (e) 「顧客入力情報」とは、AI 機能を介して処理する目的で、顧客またはユーザーが提供、入力、アップロード、または送信したすべてのデータ、プロンプト、クエリ、文書、ファイル、コンテンツまたは情報をいう。
- (f) 「派生データ」とは、統計または数学的概念に集約および匿名化、または縮小された顧客データを意味し、Centric Software は、本 AI 利用規約に従い、AI 機能ならびにその他のソフトウェアとサービスを監視および改善する目的でこれを処理および使用することができる。ただし、当該派生データが顧客の未加工の専有情報に該当しないことを条件とする。
- (g) 「EU AI 法」とは、随時改正される欧州連合の人工知能法（Regulation (EU) 2024/1689）を意味する。
- (h) 「GenAI 出力」とは、以下を意味する。(a) 顧客入力情報に応答して、これらに促進され、またはこれらから生成された、AI 機能によって生成されるすべての推奨事項、ガイダンス、テキス

ト、データ、画像、グラフィック、動画、コンテンツまたは情報、および/または (b) AI 機能によって生成され、顧客またはユーザーに提供される洞察、分析、分類、またはアナリティクス。

2. 権利の付与

- 2.1 付与される権利。本 AI 利用規約の条件に従い、かつ適用される料金の支払いを条件として、以下を目的とし、Centric Software は、サブスクリプション期間中、顧客およびそのユーザーに対し、AI 機能にアクセスして使用するための限定的、非独占的、取消可能、譲渡不能、サブライセンス不可の権利を付与する。(i) 顧客の社内業務目的のみに使用するため、および/または (ii) 本契約に基づき顧客に提供されるソフトウェアライセンスに関連して使用するため。
- 2.2 制限。本契約の第 3.3 条 (制限) の全体は、本 AI 利用規約の目的上、顧客およびユーザーによる AI 機能へのアクセスおよび使用に適用されるものとする。また、顧客は、以下の行為を行わない (および顧客のユーザーがこれを行わないことを保証する) ものとする。
- (a) AI 機能を使用して、次のようなコンテンツを生成すること。(i) 違法、有害、脅迫的、虐待的、嫌がらせ、中傷的、下品、扇動的、ポルノ的、わいせつその他不適切なコンテンツ、(ii) 児童の性的搾取、児童虐待、テロリズム、暴力を助長または促進するコンテンツ、(iii) 人または財産に損害または傷害を与える可能性の高いコンテンツ。
 - (b) 基盤となる AI 技術 (モデルのウェイト、パラメータ、アーキテクチャ、トレーニング方法を含む)、トレーニングデータもしくは AI 機能に使用される独自アルゴリズムを抽出、リバースエンジニアリング、解明もしくは複製しようとする、またはスクレイピング、ハーベスティング、クロールもしくはウェブデータ抽出手法を用いて AI 機能からデータを抽出すること。AI 機能を使用して、競合する AI モデルまたはサービスを作成、トレーニング、または改善すること。
 - (c) 適切な許可なく、個人データ、機密データ、機密情報もしくは第三者に帰属するコンテンツを入力すること、または AI 機能により第三者の知的財産権、プライバシー権その他の権利を侵害するコンテンツを生成すること。
 - (d) 意図しない GenAI 出力を生成させる目的で、AI 機能を操作、プロンプトインジェクション、ジェイルブレイクその他の方法により悪用、セーフティ対策を回避、またはアカウント、記録もしくはシステムに不正アクセスしようとする。
 - (e) 適切な人間の監視なしに、個人に大きな影響を与える可能性のある自動意思決定に AI 機能を使用すること。
 - (f) 過剰、異常、または乱用的なトラフィック負荷を発生させる方法 (ピーク使用時における大量バッチコール、通常運用外の継続的な自動リクエストなど) で API を使用すること。
 - (g) GenAI 出力が Centric Software によって承認、審査または支持されたものである、オリジナルまたは完全に人間が生成した成果物である、または専門的助言を構成するものであると第三者に対して表明、主張、もしくはそのような印象を与えること、または GenAI 出力が人工知能により生成されたものであることについて他者を故意に欺き、もしくは誤解させること、あるいは個人情報または機密情報を不正に取得する目的で詐欺的な通信を送信するために AI 機能を使用すること。
 - (h) オーダーフォームで指定された使用制限、レート制限、プロンプト制限、データ量制限、または消費上限を超過すること。

3. 契約期間および契約解除

- 3.1 終了の連動。本書にこれと異なる定めがあったとしても、本 AI 利用規約は、本契約が終了または満了した場合には、通知なく自動的に終了する。
- 3.2 停止。Centric Software は、期間中いつでも、以下のいずれかの場合に、予告なしに随時、2.1条に基づく権利の付与を停止、または顧客およびそのユーザーに対し AI 機能へのアクセスもしくは AI 機能の使用を中止するよう要求することができる。(a) Centric Software が、顧客またはユーザーが本 AI 利用規約に違反していると合理的に疑う場合、(ii) セキュリティ上の懸念が生じた場合、(iii) 法律、管轄裁判所、または政府もしくは規制当局の命令により要求された場合。
- 3.3 終了または満了の影響。本 AI 利用規約が終了または満了した場合：
- (a) 本書のいかなる規定であっても、明示的または暗示的に契約終了後または満了後に効力を発生させることを意図したもの（例えば、第1条（定義および解釈）、第2.2条（制限）、第4条（データおよび知的財産）、第5条（補償）、第6条（免責および責任）に関する条項を含むがこれらに限定されない）は、引き続き完全な効力を有するものとする。
- (b) 解約日までに発生した当事者の権利、救済、義務または責任（終了日以前に存在した本 AI 利用規約の違反に関して損害賠償を請求する権利を含む）は影響を受けないものとする。

4. データおよび知的財産

- 4.1 顧客データ。顧客は、サブスクリプション期間中、Centric Software に対し、顧客データを処理、アクセス、使用、複製、送信、保存、アーカイブするための非独占的、ロイヤリティフリー、全額払込済み、サブライセンス可能、譲渡不可、全世界対象のライセンスを付与するものとし、これは Centric Software が顧客に AI 機能を提供し、派生データを生成し、その他本契約に基づく義務を履行し、権利を行使するために必要な範囲でのみ適用される。明確化のために補足すれば、Centric Software は未処理の顧客データを、自社の機密情報および/または専有情報を保護するために使用するのと同じ程度の（ただし、いかなる場合でも相当の注意義務を下回らない）注意義務をもって保護しなければならない。顧客データは、AI 機能の運用に必要な場合、本 AI 利用規約で許可されている場合または法令により要求される場合を除き、第三者と共有してはならない。Centric Software は、第三者が顧客データを使用して自社の AI モデルをトレーニングすることを許可しない。Centric Software は、顧客の許可なしに自社の AI モデルをトレーニングするために顧客データを使用しない。
- 4.2 個人を特定できる情報の不在。顧客は、顧客データ（顧客入力情報を含む）に、特定された自然人または直接的もしくは間接的に特定できる自然人に関するいかなるデータまたは情報も含めてはならない（またユーザーにもこれを含めさせないことを保証する）。
- 4.3 AI 機能の所有権。Centric Software は、AI 機能に関するすべての権利、権原、および利益（すべての知的財産権、独占的アルゴリズム、AI モデル、および関連技術を含む）を保持するものとする。顧客は、本 AI 利用規約に規定される範囲で AI 機能にアクセスして使用する限定的な権利のみを取得することを認める。
- 4.4 フィードバックと派生データ。Centric Software は顧客またはユーザーが提供した AI 機能へのアクセスまたは使用に関する派生データおよび改善のためのフィードバックや提案を、顧客またはユーザーへの報酬や帰属なしに、かつ時間、地域、利用方法を制限することなく、自由に使用、組み込み、活用することができる。
- 4.5 権利表示の削除禁止。顧客は、AI 機能に添付または表示してある Centric Software またはそのサプライヤーの著作権、商標、またはその他の所有権表示を削除してはならない。

4.6 顧客入力情報。

- (a) 顧客は、すべての顧客入力情報について単独で責任を負い、かつ以下のことを表明し保証する。
- (i) 顧客入力情報を入力、提出、アップロードまたはその他の方法で提供するために必要かつ有効なすべての権利、ライセンス、承認、および許可を取得し、これを維持していること。
 - (ii) いかなる顧客入力情報も、第三者の権利（知的財産権およびプライバシー権を含むがこれに限定されない）を侵害せず、適用法に違反しないこと（また、明確化のために補足すれば、これらの表明および保証は、顧客またはユーザーが AI 機能を介して顧客入力情報を提供、アップロード、入力または提出する都度、再度なされたものとみなされる）。
- (b) 顧客（または該当する場合はそのライセンサー）は、当事者間において、すべての顧客入力情報の所有権を保持する。顧客は サブスクリプション期間中のみ、Centric Software に対し、以下を目的として顧客入力情報を使用、分析、処理、保存、複製、および派生著作物を作成するための非独占的、取消不能、永続的、ロイヤリティフリー、全額払込済みのライセンスを付与する。(i) AI 機能を提供し、GenAI 出力および派生データを生成するため、および (ii) AI 機能を運用、保守、トラブルシューティング、デバッグ、改善するため。

4.7 GenAI 出力。特定の GenAI 出力の生成により新たな知的財産権が生じた場合、本 AI 利用規約または本契約に反する事項があったとしても、両当事者間では、顧客が当該知的財産権を所有するものとする。顧客は、本契約により、Centric Software に対し、派生データを作成するため、ならびに本契約に基づく Centric Software の権利、救済および義務を行使または履行することを可能にする目的に限り、GenAI 出力を使用、コピー、およびその他の方法で利用するための非独占的、永久的、取消不能、全世界対象、ロイヤリティフリーかつ全額払込済みのライセンス（Centric Software の関連会社に限りサブライセンスおよび譲渡可能）を付与する。

5. 補償

5.1 Centric Software IP 補償。第 5.4 条に従い、Centric Software は、本 AI 利用規約に従って顧客が AI 機能を使用（GenAI 出力を含むが、顧客入力情報を除く）することが第三者の知的財産権を侵害するという第三者の請求（以下「**第三者の請求**」）に直接起因し、管轄裁判所によって最終的に認定された損失、または拘束力のある最終的な和解契約に基づき支払われた損失について、顧客を補償する。ただし、次の場合を除く。

- (a) 顧客が、当該 GenAI 出力が侵害していることを知っていた、または知り得たにもかかわらず、第三者の請求を認識した後、またはそれに先立ち当該侵害の主張を認識した後に、その使用を停止しなかった場合。
- (b) 顧客が安全機能、フィルタリングツール、または使用制限を無効にした、無視した、または回避した場合。
- (c) GenAI 出力が変更、変換された、または Centric Software 以外のアプリケーションと組み合わせて使用された場合。
- (d) 顧客が GenAI 出力を侵害していると申し立てられた顧客入力情報を使用する権限を与えられていなかった場合。
- (e) 第三者の請求が、顧客による GenAI 出力の商業上または取引上の使用に起因する商標権侵害に関するものである場合。
- (f) 顧客が本 AI 利用規約に違反した場合、または本書や関連するオーダーフォームで許可されている範囲を超えてツールを使用した場合。

- (g) 顧客入力情報が、顧客またはユーザーによって侵害のおそれのあるコンテンツを生成する可能性が高いように設計されていた、またはそのように認識されていた場合。
- (h) 侵害の主張が、顧客データまたは AI サービスプロバイダーのサービスに起因する場合。
- (i) 顧客またはユーザーが AI 機能を微調整、改良、カスタマイズまたはその他の方法で変更しており、そのような微調整、改良、カスタマイズまたは変更がなければ当該侵害は発生しなかった場合。
- (j) 顧客が、本 AI 利用規約および該当するオーダーフォームに基づき有効に請求されたすべての料金を、関連する期日までに全額かつ精算済資金で支払っていない場合（ただし、顧客が Centric Software との間で提起した未解決の正当な紛争の対象となっている請求金額を除く）。

本 5.1 条に基づく Centric Software の全責任は、本契約に定める責任の制限および適用される責任の上限に従うものとし、これを超えないものとする。明確化のために補足すれば、本契約に基づく知的財産権の侵害に適用される責任の制限からの除外は、本 5.1 条に基づく Centric Software の補償義務には適用されない。

- 5.2 唯一かつ排他的な救済。本別紙にこれと異なる定めがある場合であっても、5.1 条に定める補償は、適用法で認められる最大限の範囲において、第三者の請求に関する顧客の唯一かつ排他的な救済手段（および Centric Software の全責任）を構成する。
- 5.3 顧客の補償。第5.4 条に従い、顧客は、以下に直接または間接に起因して Centric Software もしくはその関連会社が被る、または負担するあらゆる損失、費用、損害、経費および責任について、Centric Software およびその関連会社を完全に補償するものとし、かつその補償された状態を維持するものとする。
 - (a) 顧客またはユーザーの2.2 条（制限）、4.2 条（個人を特定できる情報の不在）、または7.1 条（EU AI 法）の違反
 - (b) 顧客データ（顧客入力情報を含む）が、知的財産権、プライバシー権、または適用されるデータ保護法を含む第三者の権利を侵害している、または侵害しているという第三者の請求
 - (c) ユーザーが Centric Software またはその関連会社に対して提起した請求、訴訟、または法的手続き。
- 5.4 補償手順。本契約の第 11.4 条に定める補償手順は、本第 5 条（補償）に基づいてなされた補償請求に適用される。

6. 免責および責任

- 6.1 サードパーティの LLM。Centric Software は、AI 機能を提供するために、第三者（以下「**AI サービスプロバイダー**」）が提供する大規模言語モデル（「**LLM**」）およびその他の基盤モデルを使用することができる。顧客は、Centric Software による AI 機能の提供が、AI サービスプロバイダーの基盤モデル（以下「**サードパーティモデル**」。LLM を含むがこれに限定されない）を利用する場合、Centric Software が以下の事項を行うことを認め、同意するものとする。
 - (a) 一般に公開されているセキュリティ認証、指標、ドキュメント、コンプライアンス基準に基づき、AI サービスプロバイダーおよびサードパーティモデルの選定にあたり商業上合理的なデューデリジェンスを実施すること。ただし、当該サードパーティモデルの基礎となるトレーニングデータまたは専有アルゴリズムにはアクセスしないこと。

- (b) 当該サードパーティモデルのパフォーマンスや可用性について一切の管理権限を有しない。また、本別紙に基づき適用される可能性のあるエラー修正、バグ修正、または技術サポートに関連する義務は、当該サードパーティモデルのパフォーマンスに依存または起因する問題には拡張されず、Centric Software は、当該サードパーティモデルの可用性やパフォーマンスについて保証や表明を行わない。
- (c) Centric Software はサードパーティモデルを監査できないが、コンプライアンス評価のために該当する AI サービスプロバイダーの公開情報に依拠する。
- (d) Centric Software は、AI 機能のパフォーマンスを維持するために必要な場合に、AI サービスプロバイダーを変更する権利を留保する。ただし、当該変更により機能が著しく損なわれない場合に限る。

6.2 AI 機能に関する免責事項。本契約の第 9.4 条（免責）の規定は、参照により本書に組み込まれる。顧客はさらに、以下の事項を確認し、了解し、承諾する（また、すべてのユーザーに通知し、承諾させることを保証する）。

- (a) 顧客およびユーザーは、GenAI 出力をレビューする際に独立した判断を行い、かかる GenAI 出力を使用して行われた決定について単独で責任を負わなければならない（また、適用法で許容される最大限の範囲で、Centric Software は、顧客またはユーザーによる GenAI 出力に全体的または部分的に基づくもしくはは依拠する決定、行為、怠慢、または遅延に対して一切の責任を負わない）。
- (b) AI 機能は、精度と信頼性が継続的に改良され、急激な進化を遂げている最先端の技術を活用したものである。したがって、すべての GenAI 出力（その性質は確率的であり、AI 機能に入力された顧客データに依存している）は、顧客の便宜のためにのみ提供される。
- (c) GenAI 出力は不正確、誤り、軽蔑的、反感を招く、不適切、攻撃的、または顧客の意図した目的に不適合である可能性があり、さらに「ハルシネーション」を含む可能性がある。Centric Software は、その正確性、品質、特定の使用、依存、消費に対する適合性を検証しない（したがって、顧客は GenAI 出力のユースケースへの適合性を評価し検証する全責任を負い、自身（またはユーザー）の GenAI 出力の使用に伴うすべてのリスクを引き受ける。これらは、正確性、完全性、特定目的への適合性、非侵害、差別の不在、またはバイアスの不在に関するいかなる保証（明示的または黙示的）もなく「現状有姿」で提供される）。
- (d) GenAI 出力は独自のものではない可能性があり、他のユーザー向けに生成された出力と同一または類似する可能性があり、GenAI 出力の品質は顧客入力情報の正確性、品質、精度に依存する（したがって、Centric Software は、適用法で許容される最大限の範囲において、不明確、不正確、またはあいまいな顧客入力情報に依存する最適でない GenAI 出力について責任を負わない）。
- (e) GenAI 出力に含まれるいかなる推奨、提案、またはアクションも、Centric Software の見解を反映しておらず、Centric Software によって承認または支持されることはない。
- (f) 適用法で許容される最大限の範囲において、Centric Software は、AI 機能から生成された GenAI 出力に含まれる誤り、欠落、または不正確性についても責任を負わない。

本6.2項の規定は、適用法で許可される最大限の範囲で執行可能であるものとし、顧客は、人工知能技術がなお進化途上にある性質を踏まえ、当該規定が公正かつ合理的であることを認める。

- 6.3 相互運用性に関する免責事項。Centric Software は、Centric Software 以外のアプリケーションと AI 機能の相互運用性または統合に関するすべての保証を放棄する。顧客は、サードパーティ製ソフトウェアまたは顧客が開発したソフトウェアとの統合の試みに関して、すべてのリスクを負うものとする。
- 6.4 責任の制限。本契約の第 10 条（責任の制限）に定める責任の制限および免責は、本6.4 条の目的に限り、本 AI 利用規約に適用される。
- 6.5 LLM コスト調整。サブスクリプション期間中に Centric Software が負担する AI サービスプロバイダーのコストが増加した場合、Centric Software は、30 日前までに書面で通知することにより、かかるコストの増加分を顧客に転嫁することができる。

7. 法規制への準拠

- 7.1 AI 規制への準拠。各当事者は、自身が事業を行う法域または AI 機能が使用される法域で適用されるすべての AI 関連法令を遵守するものとする。顧客は、AI 機能が EU AI 法の第 5 条（1）、第 6 条（1）、第 6 条（2）、附属書 III に規定された行為、または他の適用される AI 規制に基づく同様の禁止もしくは高リスク行為を対象とした使用のためには設計されていないことを認めるものとする。顧客は、次のように AI 機能を使用しない（およびユーザーがこれを行わないことを保証する）。（a）上記のいずれかの行為のため、またはこれらに関連して使用すること、（b）軍事、防衛、国家安全保障の目的で使用すること、（c）EU AI 法またはこれと同等の米国その他の法域の法律に基づき、AI 機能が「ハイリスク AI システム」とみなされる合理的可能性がある方法で使用すること。前文の禁止は絶対的なものであり、本書にこれと異なる定めがある場合であっても、いずれの当事者によっても放棄または変更することはできない。顧客は、5.4 条に記載されている補償手順に従い、Centric Software またはその関連会社が被るまたは負うすべての損失について、および本7.1 条の違反に起因する損失について、Centric Software およびその関連会社を完全に補償する。